

# 「相模原市食品衛生法施行条例」を改正しました

国が示している「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」の改正を受け、「相模原市食品衛生法施行条例」の一部を改正しました。

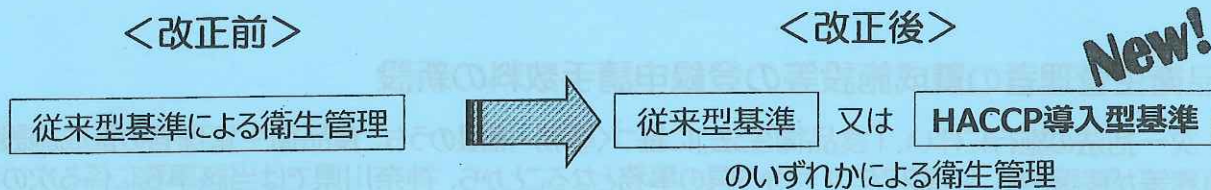
また、神奈川県では、近年の営業形態や建築資材の多様化等を踏まえ、営業の施設基準を規定する「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」の一部を改正しました。

あわせて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)の制定に伴い、国から都道府県に移譲された食品衛生管理者の養成施設等の登録申請の手数料を新設しました。

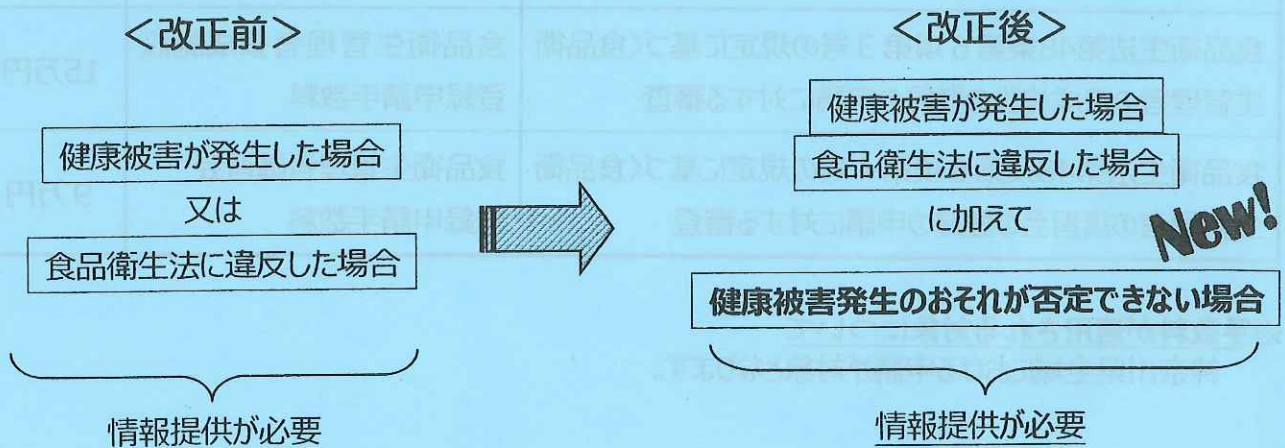
なお、いずれも施行日は、平成27年4月1日です。

## 1 相模原市食品衛生法施行条例の改正

- (1) 衛生管理の方法として、新たに危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の基準(HACCP導入型基準)を追加しました。



- (2) 食品等に係る健康被害発生のおそれが否定できない情報を探知した場合の情報提供を追加しました。



- (3) ノロウイルス食中毒対策として、おう吐物等により汚染された可能性のある食品の措置及び施設の消毒について、従来型基準に規定しました。

※HACCP導入型基準では、「食品等の取扱い」で規定する事項に含まれます。

※基準が適用される対象について  
相模原市内の食品等事業者が対象となります。



## 2 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の改正

近年の営業形態や建築資材の多様化等を踏まえ、「営業の施設基準」を改正しました。

《主な改正の内容》

### ◆ 食品等取扱室(調理室)の壁や天井の構造について

改正前	改正後
すき間がなく、平滑で清掃しやすいものであり、明色であること。	隙間がなく、清掃しやすい構造であること。

### ◆ 食品等取扱室(調理室)の壁や床の材質について

改正前	改正後
不浸透性材料で作られていること	耐水性材料で作られていること。

### ※基準が適用される対象について

神奈川県全域の食品等事業者が対象となります。

## 3 食品衛生管理者の養成施設等の登録申請手数料の新設

第4次一括法の施行に伴い、「食品衛生法」に基づく事務・権限のうち、食品衛生管理者の養成施設の登録事務等が移譲され、平成27年4月から県の事務となることから、神奈川県では当該事務に係る次の手数料を新設しました。

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
食品衛生法第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者養成施設登録申請手数料	15万円
食品衛生法第48条第6項第4号の規定に基づく食品衛生管理者の講習会の登録の申請に対する審査	食品衛生管理者講習会登録申請手数料	9万円

### ※手数料が適用される対象について

神奈川県全域における申請が対象となります。

〈お問合せ先等〉

#### ○ 「相模原市食品衛生法施行条例の改正」及び

「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の改正」について

相模原市保健所生活衛生課 食品衛生班 電話番号 042-769-9234

同 上 津久井班 電話番号 042-780-1413

#### ○ 「食品衛生管理者の養成施設等の登録申請手数料の新設」について

神奈川県食品衛生課ホームページ : <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6862/p887482.html>